

第 6182 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月17日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 交際費の計上時期

Q : 当社は3月決算の法人です。期末に接待をした費用を4月に支払いましたが、この場合はどのように処理をしたらいいですか？

A : 交際費は行為のあった時点で認識しますので、未払いの交際費として処理をしなければなりません。

【解説】

税務上、交際費は、接待等の行為のあった時点で認識することとなっています。

したがって、ご質問のような、接待行為は終了しているが支払が終わっていないという場合だけでなく、接待行為も支払も済ませたが仮払金などで処理したため費用計上されていない場合や、支払も済ませ領収証の発行を受けているにもかかわらず未処理の場合なども、接待行為をおこなった事業年度の交際費等に含めなければなりません。

これは、交際費には、法人税法上の損金算入限度額が設けられているため、交際費の繰延計上を認めると、損金算入限度額を超過する金額を調整して、所得を少なくしようとするのが考えられるからです。

したがって、期末に接待をしたけれど決算では何も処理をしていないということであれば、申告書上でいったん費用として認識するとともに、一方で今期の交際費に加算して損金不算入額を計算することになります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】